「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現へ

令和8年 会報

社労士岡山

2026年11月
第172号



「中国四国地域協議会 社会保険労務士フォーラムin香川」

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1．品位の保持
　社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2．知識の涵養
　社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3．信頼の高揚
　社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4．相互の信義
　社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5．守秘の義務
　社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

目　次

会長挨拶 …… 岡山県社会保険労務士会　会長　花田　秀　2
理事会報告 …… 3
岡山支部便り …… 3
倉敷支部便り …… 4
津山支部便り …… 4
中国･四国地域協議会 社会保険労務士フォーラムに参加して … 5
商工会議所に聞いてみた！ …… 6
日本労働組合総連合会岡山県連合会さまからの要請書の受領について … 7
リレーマラソンの報告 …… 7
士業連携フォーラムに参加して …… 8
「使用者賠償責任保険制度」のご案内 …… 8
法改正研修 …… 9
社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内 …… 9
会員リレー＆リレー …… 10
実務相談室（労働新聞「実務相談室」より） …… 11
全国社会保険労務士会連合会共済会福利厚生制度 …… 11
新入会員紹介 …… 12
「新入部員クロストーク」動画はこちらから！ …… 13
12～１月の行事予定 …… 13
令和８年度新規会員研修/新年互礼会案内 …… 13

会　長　挨　拶



岡山県社会保険労務士会
会　長　花　田　　秀

企業の持つ顧客個人情報が盗まれるニュースが後を絶ちません。個人の口座で勝手に取引きまでされてしまう実害も出ており、自分の口座は大丈夫なのかと気が気ではなくなる思いです。岡山県会としましてもPHPの脆弱性への対応はすべく、専門業者に依頼をし、安全な環境となることを目指しています。

また、私になりすました偽メールも多数発信されており、多くの会員から真偽の確認などの連絡が、県会事務局や私にありました。県会から注意喚起のメールを配信しましたが、メールアドレスが不揃いのアルファベットであったり、署名が無いメールには気を付けていただきたいと思います。



この時期恒例の中小企業支援セミナーが10月27日に岡山商工会議所で行なわれました。今年は２部構成で、「ビジネスと人権のすすめ」と「10月施行　同一労働同一賃金の実務対応」でした。ビジネスと人権はすべての社労士がこれを推進する主体であります。その意味ではこのようなセミナーを通じて推進していくことも必要と思いますが、やはり個々の会員から直接企業に働きかけ、人権尊重をする企業経営のための支援を今後ぜひお願いしたいと思います。

同一労働同一賃金は、内容によっては待遇差があってよいのか、よいとしたらどの程度ならよいのかと悩み、その対応に苦慮する場面はよく見受けられます。セミナー後に設置した働き方改革支援センターによる無料相談コーナーもご利用いただきました。

11月６日には中国・四国地域協議会が岡山で行われます。各県会の正副会長が集まり、諸課題に対する各会の取組状況を知り、意見交換ができる大変重要な会議です。

会費改定について９月の理事会では活発な議論が行われましたが、12月の理事会においても継続して協議していくこととなっており、ある程度の方向性が出るのではないかと思っております。

追って会員の皆様にはご報告してまいりますので、今後とも県会事業にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

理 事 会 報 告

出席理事13名、出席監事２名

Ⅰ　日時：令和８年９月26日（土）13:30

Ⅱ　場所：岡山県社会保険労務士会　会議室

Ⅲ　議題

【審議事項】①業務委託におけるハラスメントの防止に関する規程について

業務委託におけるハラスメントを防止するための規程や、フリーランス法に対応した業務委託契約書について説明があり、承認された。

②岡山市保育　契約金額変更に伴う特別会計からの支出について

岡山市から追加で請けた研修に係る金額変更、および変更に伴う特別会計からの支出に関する説明が行われ、承認された。

【協議事項】第１議題　会費改定について

第２議題　会則変更について

第３議題　県会役員選出基準について

第４議題　総会議案書のWEB化について

各事項について協議が行われた。



岡 山 支 部 便 り



岡山支部長　**長 谷 川　 和**

朝夕の冷え込みが日増しに厳しくなってまいりましたが、会員の皆様はお変わりなくお過ごしでしょうか。

さて、いよいよ11月28日（土）は座談会形式の研修会、懇親会です！聞いてるだけでも大歓迎の気楽な会ですので、皆様と笑顔でお会いできるのを楽しみにしております。

また、来年もわくわくする企画を準備中です。令和９年３月20日（土）は「支部交流会」として、東広島でのクリームパン作り＆酒蔵巡りの開催が決定しました。次回の会報発行までに詳細を別途お知らせする予定です。さらに来年度の岡山支部会・研修会・懇親会（令和９年５月15日（土）開催予定）では、皆様お馴染みの有名な先生をお招きする計画です！どうぞご期待ください。

これから寒さも本格化いたします。どうぞお体大切にお過ごしください。

倉敷支部便り



倉敷支部長　富　永　優　子

倉敷支部では、令和９年１月27日(水)ウィズアップ倉敷にて、恒例の行政による研修会を行います。最近の流れや予想される法改正等、参考になることも多いと思いますので、皆様のご参加をお待ちしております。

詳細につきましては、後日お知らせいたします。

津山支部便り



津山支部長　江　森　信　夫

津山支部では11月21日(土)、午後１時より特定社会保険労務士 岩崎仁弥先生を津山商工会議所にお迎えし、津山労働塾を開催します。

内容：① 新ガイドラインから学ぶ、同一労働同一賃金のポイント

② 10月１日から企業のハラスメント対策はこう変わる

③ ＡＩエージェントによる社労士業務の効率化

新ガイドラインは今後の実務に大きな影響がでることが予想され、カスタマーハラスメント、就活ハラスメントなど規程の全面リニューアルの必要性などをお話しいただきます。

併せて当日は、津山支部役員会を開催し、次年度役員候補を含む津山支部活動について協議する予定です。



中国・四国地域協議会
社会保険労務士フォーラムに参加して

総務部　安　藤　和　人



社労士法制定に大きく貢献された弁護士の安西愈先生からは、社労士の黎明期において、二つの省にまたがる一本の法律制定が困難であったこと、他士業からの強い反対があったこと、社会保険労務士団体統合までも困難であったことなどのお話がありました。

また議員立法であるため、現実的に今後も議員会派の了解を得る必要があり、政治連盟が重要であることのご説明もありました。

MLBロサンゼルス・ドジャース顧問　鈴木陽吾先生からは、スター軍団であり先頭を走るチャンピオンチームにおいても人材育成・掌握が重要であることや「GRIT＝やり抜く力」（Guts＝度胸、Resilience＝復元力、Initiative＝自発性、Tenacity＝執念）の精神が大切であることのお話がありました。

今回のフォーラムを通じて得た学びを今後の業務に生かしたいと思います。



〈親睦ゴルフ〉

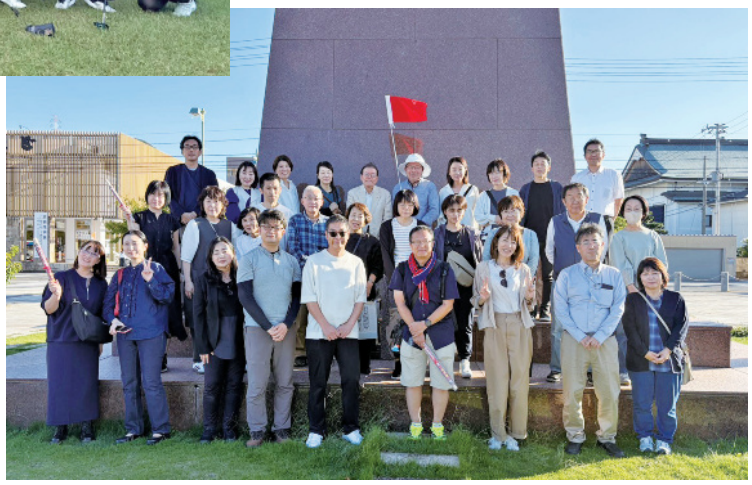

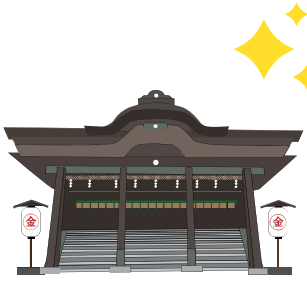

〈こんぴら詣〉

商工会議所に聞いてみた！

人気セミナーから地域企業とのつながり方まで

岡山商工会議所 経営支援グループ マネージャー
難波 武典 氏

Q. いま人気のセミナーは？

労働法・税制改正のポイントに加え、ＩＴや生成ＡＩの活用法が人気です。経営者や担当者の皆さんが熱心にメモを取る姿からも、すぐに仕事へ生かせる情報への関心の高さを感じます。これからも、実務に役立つ旬のテーマを届けていきます。

Q. 商工会議所って、何をしてくれるところ？

資金繰り、補助金、販路開拓まで、地域の中小・小規模事業者を幅広くサポートしています。目指すのは「困ったら、まず商工会議所」と思っていただける身近な相談相手。小さな疑問でも、どうぞ気軽に声をかけてください。専門家とのご相談も可能です。

Q. 社労士が入会するメリットは？

会員限定の「おかやま専門家人材バンク」への掲載や、異業種交流会への参加を通じて、地域の事業者との接点を広げられます。社労士の専門性を知ってもらい、新しいつながりをつくる場として、ぜひ活用してください。

Q. 会館に事務所を構えることもできますか？

会員であることと所定の内部審査が条件ですが、入居は可能です。耐震改修とトイレ設備の更新も完了し、館内の貸会議室は会員価格で利用できます。家賃や空き状況はホームページで案内していますので、移転や開業時の選択肢としてご検討ください。

Q. 地域企業の皆さんへ、ひと言！

厳しい経営環境の中でも、地域の事業者は知恵を絞り、一歩ずつ前へ進んでいます。岡山商工会議所も、社労士をはじめとする専門家と力を合わせ、その挑戦に伴走します。日々の積み重ねを企業の成長と地域の元気へ。一緒に岡山を盛り上げていきましょう。



※取材は、実際の部屋（取材時点では空室）で行いました。明るく落ち着いた雰囲気で、来客対応や打ち合わせの多い先生にもおすすめです。

日本労働組合総連合会岡山県連合会さまからの要請書の受領について

令和８年９月28日、日本労働組合総連合会岡山県連合会の皆様が県会事務局にお越しになりました。

「働く者の『働き方改革』の推進に向けた実効性のある取り組みに関する要請書」をお預かりしました。

要請書の受領後には意見交換を行い、働く者一人ひとりの命と健康を守ることについて、どちらの団体も重要だと考えているという認識を共有しました。



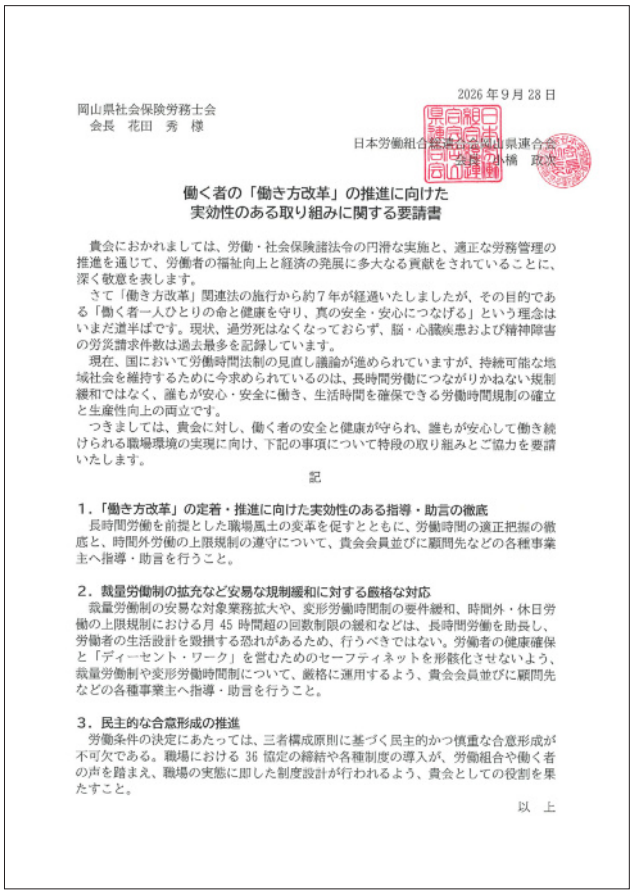

2026年９月28日

岡山県社会保険労務士会
会長　花田　秀　様

日本労働組合総連合会岡山県連合会
会長　小橋　政次

働く者の「働き方改革」の推進に向けた
実効性のある取り組みに関する要請書

貴会におかれましては、労働・社会保険諸法令の円滑な実施と、適正な労務管理の推進を通じて、労働者の福祉向上と経済の発展に多大なる貢献をされていることに、深く敬意を表します。

さて「働き方改革」関連法の施行から約７年が経過いたしましたが、その目的である「働く者一人ひとりの命と健康を守り、真の安全・安心につなげる」という理念はいまだ道半ばです。現状、過労死はなくなっておらず、脳・心臓疾患および精神障害の労災請求件数は過去最多を記録しています。

現在、国において労働時間法制の見直し議論が進められていますが、持続可能な地域社会を維持するために今求められているのは、長時間労働につながりかねない規制緩和ではなく、誰もが安心・安全に働き、生活時間を確保できる労働時間規制の確立と生産性向上の両立です。

つきましては、貴会に対し、働く者の安全と健康が守られ、誰もが安心して働き続けられる職場環境の実現に向け、下記の事項について特段の取り組みとご協力を要請いたします。

記

1．「働き方改革」の定着・推進に向けた実効性のある指導・助言の徹底
長時間労働を前提とした職場風土の変革を促すとともに、労働時間の適正把握の徹底と、時間外労働の上限規制の遵守について、貴会会員並びに顧問先などの各種事業主へ指導・助言を行うこと。

2．裁量労働制の拡充など安易な規制緩和に対する厳格な対応
裁量労働制の安易な対象業務拡大や、変形労働時間制の要件緩和、時間外・休日労働の上限規制における月 45 時間超の回数制限の緩和などは、長時間労働を助長し、労働者の生活設計を毀損する恐れがあるため、行うべきではない。労働者の健康確保と「ディーセント・ワーク」を営むためのセーフティネットを形骸化させないよう、裁量労働制や変形労働時間制について、厳格に運用するよう、貴会会員並びに顧問先などの各種事業主へ指導・助言を行うこと。

3．民主的な合意形成の推進
労働条件の決定にあたっては、三者構成原則に基づく民主的かつ慎重な合意形成が不可欠である。職場における 36 協定の締結や各種制度の導入が、労働組合や働く者の声を踏まえ、職場の実態に即した制度設計が行われるよう、貴会としての役割を果たすこと。

以　上

リレーマラソンの報告

あおぞら社労士チームで、６時間リレーマラソンに12名で参加しました。

当日は１日中、あめ。だが、誰も挫けずカッパやゴミ袋を着て走りつづけ完走しました。

（岡山支部　平野幹雄）



「士業連携フォーラムに参加して」

岡山支部　江　田　和　貴

令和８年９月４日、ピュアリティまきびにて「第12回士業連携フォーラム」が開催されました。

当日は、10士業の様々な先生方が参加され、普段なかなか聞くことのできない各士業の業務や、専門家同士が連携することの重要性について学ぶ機会となりました。特に、企業や個人の抱える課題は一つの専門分野だけでは解決できないことも多く、それぞれの専門家が知識や経験を持ち寄ることで、より幅広い支援につながることを改めて感じました。

懇親会では、他士業の先生方と直接お話しすることができ、業務に関する情報交換だけでなく、今後の連携についてもお話しすることができました。新たなご縁にも恵まれ、とても有意義な時間となりました。

今回の出会いを今後の業務にもつなげ、社労士として企業の人事・労務に関する支援を行うだけでなく、必要に応じて他士業の先生方と連携しながら、総合的な支援ができるよう努めていきたいと思います。





お知らせ
全国社会保険労務士会連合会　“社会保険労務士向け”・“関与先企業向け”
「使用者賠償責任保険制度」のご案内
（使用者賠償責任保険+雇用関連賠償責任保険）
関与先企業向け
サイバーリスク保険　募集中！！

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●労災認定を受けない場合であっても、セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛（それに起因する身体の障害を含みます。）または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

●お問い合わせ先（提携募集代理店）：東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（TAC）公務広域法人部
〒104-0033 東京都中央区新川1－8－6　秩父ビルディング6階
・電話番号　ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ 0120-015-466　IP電話からは03-4332-4010（受付：平日９時～１７時）
・専用サイト　https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/
TAC　使用者賠償責任保険　で　検索

※保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（TAC）」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

【事務幹事代理店】有限会社エス・アール・サービス（TEL　03－6225－4873）
【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

2025年12月作成　25TC-004378

『法改正研修』

◇開催日時：９月19日(土)　14:00～17:00
◇開催場所：岡山国際交流センター
　　８Ｆイベントホール
◇テ ー マ：育成就労制度で変わる外国人雇用
◇講　　師：愛知会　浅里　ゆき 先生
　　(AN国際法務HR事務所)
◇参加人数：55名（懇親会 13名）





令和９年４月施行の育成就労制度を中心に、技術、人文知識、国際業務などの在留資格毎の就労可能条件、特定技能制度、就業規則の見直し、行政調査関連等、幅広い外国人雇用の実務対応についてお話いただきました。

豊富な経験に基づいた具体的なお話はとても説得力があると同時に、現場の空気感がわかるもので非常に参考になりました。

実務上の必要項目も丁寧に説明いただき、すぐにでも現場で活かすことができそうな内容の濃い研修となりました。

（研修部：髙島愛子）

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険制度　加入のご案内

社会保険労務士賠償責任保険制度とは

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約です。

2026年度募集要項

- **保険期間**
  2026年12月1日午後4時～ 2027年12月1日午後4時
- **中途加入について**（毎月中途加入可）
  毎月1日～25日申込締切、翌月1日補償開始
  ※11月1日加入のみ10月15日締切
- **ご加入手続**
  申込Webサイトよりお手続きください。
  申込Webサイトへは(有)エス･アール･サービスHPからアクセスできます。

取扱代理店

有限会社エス･アール･サービス
〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12
社会保険労務士会館
☎03-6225-4873

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
(幹事保険会社)
(担当) 広域法人部法人第二課
〒102-8014東京都千代田区三番町6-4
☎ 03-3515-4153
三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

サイバーリスク保険（特約）のご加入も併せてご検討ください!

＊この案内は社会保険労務士賠償責任保険の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細は保険約款(約款につきましてはWEB約款となります。有限会社エス･アール･サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。)によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

社労士 賠責保険 エスアールサービス 検索　https://www.sr-service.jp